

議員提出議案第1号

中間市議会会議規則の一部を改正する規則

この規則を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求める。

平成29年3月23日提出

提出者

中間市議会議員 小林 信一

賛成者

中間市議会議員 田口 澄雄

同 掛田るみ子

同 佐々木晴一

同 植本 種實

同 原田 隆博

同 下川 俊秀

## 中間市議会会議規則の一部を改正する規則

中間市議会会議規則（昭和42年中間市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び参考人」を「、参考人」に、「第84条」を「第86条」に、「第85条」を「第87条」に、「第89条」を「第91条」に、「第90条」を「第92条」に、「第106条」を「第108条」に、「第107条」を「第109条」に、「第108条」を「第110条」に、「第109条」を「第111条」に、「第120条」を「第122条」に、「第121条」を「第123条」に、「第122条」を「第124条」に、「第123条」を「第125条」に、「第133条」を「第135条」に、「第134条」を「第136条」に、「第139条」を「第141条」に、「第140条」を「第142条」に、「第144条」を「第146条」に、「第145条」を「第147条」に、「第153条」を「第155条」に、「第154条」を「第156条」に、「第159条」を「第161条」に、「第160条」を「第162条」に、「第161条」を「第163条」に、「第162条」を「第164条」に改める。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第11条第2項中「議事」を「、議事」に改める。

第17条中「議長」を「、議長」に改める。

第21条中「、又は議員」を「又は議員」に改める。

第24条第2項中「、又は」を「又は」に改める。

第37条第1項中「、質疑」を「質疑」に改め、同項ただし書中「、付託」を「付託」に改める。

第39条第1項中「調査した」を「調査をした」に改める。

第40条中「、又は」を「又は」に改める。

第44条第2項中「議会」を「会議」に改める。

第50条第1項中「すべて」を「、全て」に改める。

第53条第2項中「、発言を」を「発言を」に改める。

第54条第2項中「定める」を「定めた」に改める。

第55条第2項中「直ちに」を「、直ちに」に改める。

第62条中「取り消し、又は」を「取消し又は」に改める。

第68条第1項中「必要ある」を「必要がある」に、「記名又は」を「、記名又は」に改める。

第1章第9節の節名中「及び参考人」を「、参考人」に改める。

第77条第1項中「その他の者」を「その他の者の中」に改める。

第78条第1項中「受けなければ」を「得なければ」に改める。

第79条第2項中「することは」を「することが」に改める。

第82条第1項第15号中「者」を「もの」に改める。

第162条ただし書中「会議」を「、会議」に改め、同条を第164条とする。

第161条第2項中「その他」を「、その他」に改め、第8章中同条を第163条とする。

第7章中第160条を第162条とする。

第6章中第159条を第161条とし、第155条から第158条までを2条ずつ繰り下げる。

第154条第2項ただし書中「第108条」を「第110条」に改め、同条を第156条とする。

第153条中「すべて」を「全て」に改め、第5章中同条を第155条とし、第152条を第154条とし、第149条から第151条までを2条ずつ繰り下げる。

第148条中「みだりに」を「、みだりに」に改め、同条を第150条とする。

第147条中「みだりに」を「、みだりに」に改め、同条を第149条とし、第146条を第148条とし、第145条を第147条とする。

第4章中第144条を第146条とし、第143条を第145条とする。

第142条中「証拠書類」を「、証拠書類」に改め、同条を第144条とする。

第141条第2項中「準用」を「、準用」に改め、同条を第143条とする。

第140条第1項中「、議長に」を「議長に」に改め、同条を第142条とする。

第3章中第139条を第141条とする。

第138条中「、これを」を「これを」に改め、同条を第140条とし、第137条を第139条とし、第136条を第138条とする。

第135条第3項中「、請願者某ほか何人と記載し」を「請願者某ほか何人と記載し」に改め、同条を第137条とする。

第134条第1項中「記載し」の次に「、請願者が押印をし」を加え、同条に次の1項を加える。

4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

第134条を第136条とする。

第133条第2項中「すべて」を「全て」に改め、第2章第6節中同条を第135条とする。

第132条ただし書中「出席委員」を「、出席委員」に、「起立」を「起立又は挙手」に改め、同条を第134条とし、第131条を第133条とする。

第130条中「又は」を「、又は」に改め、同条を第132条とし、第129条を第131条とし、第128条を第130条とし、第127条を第129条とする。

第126条の見出し中「起立」の次に「又は挙手」を加え、同条第1項中「起立させ」を「起立又は挙手させ」に、「起立者の」を「その」に改め、同条第2項中「起立者」を「起立者又は挙手者」に改め、同条を第128条とし、第125条を第127条とし、第124条を第126条とし、第123条を第125条とする。

第2章第5節中第122条を第124条とする。

第121条第2項ただし書中「決める」を「定める」に改め、同条第6項中「当選人と定めるべきか」を「、当選人と定めるべきか」に、「、委員」を「委員」に改め、同条を第123条とする。

第2章第4節中第120条を第122条とする。

第119条中「取り消し、又は」を「取消し又は」に改め、同条を第121条とし、第118条を第120条とし、第112条から第117条までを2条ずつ繰り下げる。

第111条第1項中「すべて」を「全て、」に改め、同条を第113条とし、第110条を第112条とする。

第109条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第111条とする。

第2章第3節中第108条を第110条とし、第107条を第109条とする。

第2章第2節中第106条を第108条とし、第105条を第107条とする。

第104条中「これを」を「、これを」に改め、同条を第106条とし、第103条を第105条とし、第102条を第104条とする。

第101条中「、経費等」を「及び経費等」に改め、同条を第103条とする。

第100条第1項中「、期間等」を「及び期間等」に改め、同条を第102条とし、第99条を第101条とする。

第98条中「連合審査会」を「、連合審査会」に改め、同条を第100条とし、第97条を第99条とし、第90条から第96条までを2条ずつ繰り下げる。

第2章第1節中第89条を第91条とし、第88条を第90条とし、第87条を第89条とする。

第86条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第86条を第88条とし、第85条を第87条とする。

第1章第10節中第84条を第86条とし、第83条を第85条とし、第82条の次に次の2条を加える。

(会議録の配布)

第83条 会議録は、会派及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）する。

(会議録に記載しない事項)

第84条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第62条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

別表中「第160条」を「第162条」に改め、同表全員協議会の項目的の欄中「議会運営等に関する協議を行う。」を「市政又は議会内に係る重要事項について、報告及び協議を行う。」に改め、同表代表者会議の項目的の欄中「議会運営等に関する協議を行う。」を「各会派間の意見調整及び協議を行う。」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

中間市議会会議規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則（第1条—第13条）</p> <p>第2節 議案及び動議（第14条—第19条）</p> <p>第3節 議事日程（第20条—第24条）</p> <p>第4節 選挙（第25条—第33条）</p> <p>第5節 議事（第34条—第47条）</p> <p>第6節 秘密会（第48条・第49条）</p> <p>第7節 発言（第50条—第63条）</p> <p>第8節 表決（第64条—第74条）</p> <p>第9節 公聴会、<u>参考人</u>（第75条—第81条）</p> <p>第10節 会議録（第82条—<u>第86条</u>）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（<u>第87条—第91条</u>）</p> <p>第2節 審査（<u>第92条—第108条</u>）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則（第1条—第13条）</p> <p>第2節 議案及び動議（第14条—第19条）</p> <p>第3節 議事日程（第20条—第24条）</p> <p>第4節 選挙（第25条—第33条）</p> <p>第5節 議事（第34条—第47条）</p> <p>第6節 秘密会（第48条・第49条）</p> <p>第7節 発言（第50条—第63条）</p> <p>第8節 表決（第64条—第74条）</p> <p>第9節 公聴会<u>及び参考人</u>（第75条—第81条）</p> <p>第10節 会議録（第82条—<u>第84条</u>）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（<u>第85条—第89条</u>）</p> <p>第2節 審査（<u>第90条—第106条</u>）</p>

第3節 秘密会（第109条・第110条）

第4節 発言（第111条—第122条）

第5節 委員長及び副委員長の互選（第123条・第124条）

第6節 表決（第125条—第135条）

第3章 請願（第136条—第141条）

第4章 辞職及び資格の決定（第142条—第146条）

第5章 規律（第147条—第155条）

第6章 懲罰（第156条—第161条）

第7章 協議又は調整を行うための場（第162条）

第8章 議員の派遣（第163条）

第9章 補則（第164条）

附則

（欠席の届出）

第2条 （略）

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第3節 秘密会（第107条・第108条）

第4節 発言（第109条—第120条）

第5節 委員長及び副委員長の互選（第121条・第122条）

第6節 表決（第123条—第133条）

第3章 請願（第134条—第139条）

第4章 辞職及び資格の決定（第140条—第144条）

第5章 規律（第145条—第153条）

第6章 懲罰（第154条—第159条）

第7章 協議又は調整を行うための場（第160条）

第8章 議員の派遣（第161条）

第9章 補則（第162条）

附則

（欠席の届出）

第2条 （略）

(会議の開閉)

第11条 (略)

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(日程の終了及び延会)

第24条 (略)

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

(会議の開閉)

第11条 (略)

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(日程の終了及び延会)

第24条 (略)

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 (略)

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2～4 (略)

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは、質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に、付託することができる。

2・3 (略)

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2～4 (略)

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき、又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)



2 前項の期限までに審査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(発言の許可等)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言内容の制限)

第53条 (略)

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 (略)

(発言時間の制限)

第54条 (略)

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 前項の期限までに審査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(発言の許可等)

第50条 発言はすべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言内容の制限)

第53条 (略)

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 (略)

(発言時間の制限)

第54条 (略)

2 議長の定める時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第55条 (略)

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の取消し又は訂正)

第62条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(投票による表決)

第68条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

第9節 公聴会、参考人

(公述人の決定)

第77条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験

(議事進行に関する発言)

第55条 (略)

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は直ちに制止しなければならない。

(発言の取消し又は訂正)

第62条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(投票による表決)

第68条 議長が必要あると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

第9節 公聴会及び参考人

(公述人の決定)

第77条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験

者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 （略）

（公述人の発言）

第78条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2・3 （略）

（議員と公述人の質疑）

第79条 （略）

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

（会議録の記載事項）

第82条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

（1）～（14） （略）

（15） 前各号に掲げるもののほか、議長又は議会において必要と認められた事項

者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 （略）

（公述人の発言）

第78条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2・3 （略）

（議員と公述人の質疑）

第79条 （略）

2 公述人は、議員に対して質疑をすることはできない。

（会議録の記載事項）

第82条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

（1）～（14） （略）

（15） 前各号に掲げる者のほか、議長又は議会において必要と認められた事項

2 (略)

(会議録の配布)

第83条 会議録は、会派及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）する。

(会議録に記載しない事項)

第84条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第62条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第85条 (略)

(会議録の保存年限)

第86条 (略)

(議長への通知)

第87条 (略)

2 (略)

(会議録署名議員)

第83条 (略)

(会議録の保存年限)

第84条 (略)

(議長への通知)

第85条 (略)

(欠席の届出)

第88条 (略)

2 委員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(会議中の委員会の禁止)

第89条 (略)

(会議の開閉)

第90条 (略)

2 (略)

(定足数に関する措置)

第91条 (略)

2・3 (略)

(議題の宣告)

第92条 (略)

(欠席の届出)

第86条 (略)

(会議中の委員会の禁止)

第87条 (略)

(会議の開閉)

第88条 (略)

2 (略)

(定足数に関する措置)

第89条 (略)

2・3 (略)

(議題の宣告)

第90条 (略)

(一括議題)

第93条 (略)

(議案等の朗読)

第94条 (略)

(審査順序)

第95条 (略)

(先決動議の表決順序)

第96条 (略)

(動議の撤回)

第97条 (略)

(委員の議案修正)

第98条 (略)

(分科会又は小委員会)

(一括議題)

第91条 (略)

(議案等の朗読)

第92条 (略)

(審査順序)

第93条 (略)

(先決動議の表決順序)

第94条 (略)

(動議の撤回)

第95条 (略)

(委員の議案修正)

第96条 (略)

(分科会又は小委員会)

第99条 (略)

(連合審査会)

第100条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第101条 (略)

(所管事務等の調査)

第102条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 (略)

(委員の派遣)

第103条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的、及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

第97条 (略)

(連合審査会)

第98条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第99条 (略)

(所管事務等の調査)

第100条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法、期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 (略)

(委員の派遣)

第101条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的、経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(議事の継続)

第104条 (略)

(少数意見の留保)

第105条 (略)

2 (略)

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第106条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(委員会報告書)

第107条 (略)

(閉会中の継続審査)

第108条 (略)

(指定者以外の者の退場)

第109条 (略)

(議事の継続)

第102条 (略)

(少数意見の留保)

第103条 (略)

2 (略)

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第104条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときはこれを委員長に委任することができる。

(委員会報告書)

第105条 (略)

(閉会中の継続審査)

第106条 (略)

(指定者以外の者の退場)

第107条 (略)



(秘密の保持)

第110条 (略)

2 (略)

(発言の許可)

第111条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第112条 (略)

(発言内容の制限)

第113条 発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第114条 (略)

(秘密の保持)

第108条 (略)

2 (略)

(発言の許可)

第109条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第110条 (略)

(発言内容の制限)

第111条 発言はすべて簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第112条 (略)

2 (略)

(委員長の発言)

第115条 (略)

(発言時間の制限)

第116条 (略)

2 (略)

(議事進行に関する発言)

第117条 (略)

2 (略)

(発言の継続)

第118条 (略)

(質疑又は討論の終結)

第119条 (略)

2・3 (略)

2 (略)

(委員長の発言)

第113条 (略)

(発言時間の制限)

第114条 (略)

2 (略)

(議事進行に関する発言)

第115条 (略)

2 (略)

(発言の継続)

第116条 (略)

(質疑又は討論の終結)

第117条 (略)

2・3 (略)

(選挙及び表決時の発言制限)

第120条 (略)

(発言の取消し又は訂正)

第121条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

第122条 (略)

(互選の方法)

第123条 (略)

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3～5 (略)

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(選挙及び表決時の発言制限)

第118条 (略)

(発言の取消し又は訂正)

第119条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

第120条 (略)

(互選の方法)

第121条 (略)

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで決める。

3～5 (略)

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(選挙規定の準用)

第124条 (略)

(表決問題の宣告)

第125条 (略)

(不在委員)

第126条 (略)

(条件の禁止)

第127条 (略)

(起立又は挙手による表決)

第128条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、その多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

(選挙規定の準用)

第122条 (略)

(表決問題の宣告)

第123条 (略)

(不在委員)

第124条 (略)

(条件の禁止)

第125条 (略)

(起立による表決)

第126条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第129条 (略)

2 (略)

(記名投票)

第130条 (略)

(無記名投票)

第131条 (略)

2 (略)

(選挙規定の準用)

第132条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第28条、第29条、第30条、第31条及び第32条第1項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第133条 (略)

(簡易表決)

第134条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることがで

第127条 (略)

2 (略)

(記名投票)

第128条 (略)

(無記名投票)

第129条 (略)

2 (略)

(選挙規定の準用)

第130条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条、第29条、第30条、第31条及び第32条第1項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第131条 (略)

(簡易表決)

第132条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることがで

きる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第135条 (略)

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第136条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。

2・3 (略)

4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第137条 (略)

2 (略)

きる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第133条 (略)

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第134条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載しなければならない。

2・3 (略)

(請願文書表の作成及び配布)

第135条 (略)

2 (略)

3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(紹介議員の委員会出席)

第138条 (略)

2 (略)

(請願の審査報告)

第139条 (略)

2 (略)

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第140条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにしたものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第141条 (略)

3 請願者数人連署のものは、請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(紹介議員の委員会出席)

第136条 (略)

2 (略)

(請願の審査報告)

第137条 (略)

2 (略)

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第138条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにしたものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第139条 (略)

(議長及び副議長の辞職)

第142条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2・3 (略)

(議員の辞職)

第143条 (略)

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定の要求)

第144条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第145条 (略)

(議長及び副議長の辞職)

第140条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは、議長に、辞表を提出しなければならない。

2・3 (略)

(議員の辞職)

第141条 (略)

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定の要求)

第142条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第143条 (略)



(決定書の交付)

第146条 (略)

(品位の尊重)

第147条 (略)

(携帯品)

第148条 (略)

(議事妨害の禁止)

第149条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第150条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(禁煙)

第151条 (略)

(決定書の交付)

第144条 (略)

(品位の尊重)

第145条 (略)

(携帯品)

第146条 (略)

(議事妨害の禁止)

第147条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第148条 議員は、会議中はみだりにその席を離れてはならない。

(禁煙)

第149条 (略)

(新聞紙等の閲読禁止)

第152条 (略)

(資料等印刷物の配布許可)

第153条 (略)

(許可のない登壇の禁止)

第154条 (略)

(議長の秩序保持権)

第155条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って定める。

(懲罰動議の提出)

第156条 (略)

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条第2項又は第110条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第150条 (略)

(資料等印刷物の配布許可)

第151条 (略)

(許可のない登壇の禁止)

第152条 (略)

(議長の秩序保持権)

第153条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って定める。

(懲罰動議の提出)

第154条 (略)

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条第2項又は第108条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第157条 (略)

(戒告又は陳謝の方法)

第158条 (略)

(出席停止の期間)

第159条 (略)

(出席停止期間中出席したときの措置)

第160条 (略)

(懲罰の宣告)

第161条 (略)

(協議又は調整を行うための場)

第162条 (略)

2～4 (略)

(懲罰動議の審査)

第155条 (略)

(戒告又は陳謝の方法)

第156条 (略)

(出席停止の期間)

第157条 (略)

(出席停止期間中出席したときの措置)

第158条 (略)

(懲罰の宣告)

第159条 (略)

(協議又は調整を行うための場)

第160条 (略)

2～4 (略)

(議員の派遣)

第163条 (略)

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間、その他必要な事項を明らかにしなければならない。

(会議規則の疑義に対する措置)

第164条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

別表 (第162条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	<u>市政又は議会内に係る重要事項について、報告及び協議を行う。</u>	全議員	議長
代表者会議	<u>各会派間の意見調整及び協議を行う。</u>	議長・副議長・会派代表者	議長
(略)			

(議員の派遣)

第161条 (略)

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間、その他必要な事項を明らかにしなければならない。

(会議規則の疑義に対する措置)

第162条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

別表 (第160条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	<u>議会運営等に関する協議を行う。</u>	全議員	議長
代表者会議	<u>議会運営等に関する協議を行う。</u>	議長・副議長・会派代表者	議長
(略)			